

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：西目屋村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.0%
全職員	90.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	94.3%
本庁係長相当職	93.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	83.9%
26～30年	105.1%
21～25年	—
16～20年	91.1%
11～15年	—
6～10年	116.7%
1～5年	109.0%

【説明欄】

- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」の区分については、本村では該当する役職を設けていない。
- ・役職段階別の「本庁課長相当職」の区分について、本村では女性職員はいなかった。
- ・(2) 勤続年数別において、男性職員又は女性職員のいずれかが0人のときは、割合を算出できないので「—」とした。また、各勤続年数における男女の給与の差異の割合については、扶養手当が大きく影響していることから、扶養者が多くなる年代では、給与の差異が発生している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。